

平成25年1月24日
商務流通保安グループ
ガス安全室

調整器の期限管理に関する聞き取り調査結果について

平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器の故障に係る事故を契機に、宮崎県、九州産業保安監督部、他の監督部等及び本省において、調整器の期限管理に係る実態調査を行っており、本省では平成24年3月15日付けで、調査結果を公表しております。

調査結果を受け、本省において、平成24年6月～7月の間に、所管の販売事業者51社のうち、

- ①調査時において、メーカー交換推奨期限を越えた調整器の割合が、全体の25%以上
- ②調査時において、メーカー交換推奨期限を10年以上越えた調整器の台数が100台以上

等5社に対し、今後の行政としての対応の参考とするため、企業としての取組状況や、今後の取組について、聞き取り調査を行いましたので、その結果等についてお知らせします。

1. 聞き取り調査の結果

(1) 期限切れの主な理由

- ・譲渡や承継があった際、譲渡元の販売事業者が期限を守っていなかった。
- ・供給設備が、消費者の所有物になっている場合には、消費者に費用負担がかかるため、簡単には交換に応じてもらえない。
- ・当初から交換計画は立てていたものの、東日本大震災の影響により、スケジュールが後ろ倒しになっていた。
- ・支店毎に対応を任せていたため、支店により期限管理の対応に差が生じていた。
- ・調整器の交換は、ガスメーターの交換時期に合わせていたため、期限を越えてしまっていた。

(2) 現在のメーカー交換推奨期限越えの調整器に対する取組状況

聞き取りをした販売事業者は全て計画的に交換を進めており、早いところで今年度中に、遅いところでも3年後までに期限越えの調整器を0にしたいとの回答があった。

(3) 企業としての今後の期限管理に対する考え方

- ・今後も継続して期限管理を行っていく。
- ・調整器だけでなく、高圧ホース、低圧ホースの期限管理も行い、どれかに併せて期限を延ばして交換するのではなく、一番早くメーカー交換推奨期限が訪れるものに併せて交換を進めていく。
- ・調整器、高圧ホース、低圧ホース、ガスメーター各々の交換推奨期限が迫った場合、

その都度交換作業を進めることとしている。

- ・ 公共施設で予算措置をしてもらえない場合や、24時間営業で営業を止めたくないといったような、なかなか交換に応じてもらえないところについては、交換期限が来るかなり前から交渉を進めている。
- ・ 従前は各支店毎に管理は任せていたが、今回の本省の調査を機に、本社においても管理できるような体制を構築する。

2. 各監督部等を含めた調整器の総数及び期限切れの個数の調査結果

	総数(個)	期限切れの個数	期限切れの割合	所管LP販売時業者数	回答事業者数	回収率
東北支部	137,661	1,237	0.90%	13	13	100%
中部監督部	263,180	15,923	6.05%	17	17	100%
近畿支部	154,454	11,438	7.41%	22	22	100%
中国監督部	128,488	13,421	10.45%	13	13	100%
四国支部	88,221	1,112	1.26%	4	4	100%
九州監督部	397,903	14,343	3.60%	27	27	100%
那覇事務所 <small>(沖縄県高圧ガス保安協会)</small>	284,298	27,113	9.54%	246 (対象:245)	244	99.6%
本省	1,443,408	20,750	1.44%	51	51	100%

※斜体部分は、前回調査時の平成24年3月15日時点からの変更部分又は追加部分

3. 経済産業省、業界団体、販売事業者の今後の対応

調査結果により、調整器のメーカー交換推奨期限越えが多かった5社の販売事業者においては、本省所管の他の販売事業者と同様、計画的に交換を進めているという意見が聞き取り対象事業者すべてからあり、また、今後の企業の考え方として、調整器に限らず、高圧ホース、低圧ホース等についても、メーカー交換推奨期限内に交換をしていくとの意見が多くありました。

さらに、日本液化石油ガス協議をはじめとする全国七協議会においても調整器の期限管理についての実態調査などを進めております。

このように自主的に期限管理を進める事業者の取組が広がっていくよう、当省としても引き続き販売事業者の自主的な保安の高度化に係る取組を推進してまいります。